

コミュニティセンター移行の趣旨と今後の検討課題について

No.	コミセン化の趣旨（市の目指すところ）	根拠	区分	現行の形態等	移行後の形態等	今後の検討事項	検討委員会	条例・規則等の制定・改正
1	市の重点施策である『協働のまちづくり』の更なる推進を図るため、住民をはじめ地域づくり団体と市が協働して地域課題に取り組むことができる体制を構築する。 現在の地域づくりにおける活動範囲が社会教育だけでなく福祉・防災・環境など多岐に及ぶため、市全庁をあげてまちづくり協議会を支援する。	まち基条例第 28 条 まち基条例第 30 条	名称	公民館	コミュニティセンター	・センター及びまちづくり協議会と市長部局との連絡・対応の迅速化を図るため行政部局による支援体制の充実を図る。	第 7 回	・コミュニティセンター設置条例 (目的、名称及び位置、事業、運営方針)
			施設所管	教育委員会 (生涯学習スポーツ課)	市長部局 (まちづくり推進課)			
2	市とまちづくり協議会、区長会、その他各種団体との連携を図り、地域づくり事業におけるコーディネート（調整）役を担う職員を配置する。	"	職員（施設管理者）	教育委員会 任命・雇用 ・公民館長（非常勤特別職）	市長 任命・雇用 ・センター長（非常勤特別職）	・センター長の具体的な役割と業務 ・センター長のまちづくり協議会での位置づけについて (例)センター長 = まち協事務局長 ・職員の具体的な業務について	第 7 回	・コミュニティセンター設置条例 (職員、任命)
			職員	教育委員会 任命・雇用 ・公民館職員（臨時職員）	市長 任命・雇用 ・センター職員（臨時職員）		・職員の雇用・待遇について（負担軽減についての配慮）	
3	まちづくり協議会による主体的で自発的な地域づくり活動を推進し、効率的・効果的な事業展開を図る。	まち基条例第 30 条	市支援	まち協に対する支援 ・協働のまちづくり交付金 ・講演会の補助 ・まち協発表会	左記に加えて ・交付金の一本化など柔軟な対応 ・費用弁償等にも配慮	・交付金の一本化のあり方について ・モデル地区の取組み (例)：運営協議会の立ち上げ、地域づくり計画の作成等	第 9 回	・交付金要綱の見直し ・地域づくり包括交付金制度
4	地域課題を把握し課題に取り組む体制として、まち協と区長会は役割を生かしながら、一体または強く連携するパートナーシップによる関係を推進する。	まち基条例第 29 条 第 30 条	市支援	まち協と区長会との状況 ・一体 ・連携 ・単体ごと	まちづくり協議会と区長会の強固な関係	・連携が薄い地区に対しては、その改善策と働き掛けについて検討する。	第 9 回	・坂井市まちづくり協議会に関する規則
5	まち協の組織強化を図るため、地区内の各種団体に対し、まちづくり協議会への参画を誘導する。	まち基条例第 30 条	組織強化	・会員数が少ない。 ・参画団体が少ない。 ・後継者不足	・民主的な運営 ・参画し易いオープンな組織	・コミセン化に併せて、会員（各種団体）加入促進について、まち協と市の取り組みについて検討する。	第 9 回	
6	従来の公民館が実施していた社会教育事業を継続するとともに、コミュニティセンターの役割として、学びを通して人づくり・地域づくりにつながる講座等を実施することで、地域コミュニティの醸成を図る 社会教育の視点からの地域づくりを推進するため、引き続き社会教育指導員を配置し、地域課題を取り込みながら地域に根差した社会教育事業をサポートする。	まち基条例第 30 条 社会教育指導員設置等に関する規則	社会教育推進	・長期・短期講座 ・交流事業、研修会等 ・青少年健全育成事業 ・公民館祭り	従来の公民館事業を継続するとともに、まち協の企画による地域の特性を活かした定期講座、研修等を実施する。	・まちづくり協議会が企画立案する上でのマニュアル等について検討する。 ・また、地域づくりに係る学習プログラムについて検討する。	第 8 回	・社会教育指導員設置等に関する規則 職務の見直し
				拠点公民館に社会教育指導員を配置	従来どおり教育委員会所管の社会教育指導員を配置する。	・社会教育指導員の「協働のまちづくり」を加えた具体的な業務内容について検討する。	第 8 回	

